

西宮市住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、住宅宿泊事業法施行令（平成29年政令第273号）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令第117号）その他関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(住宅宿泊事業の実施の制限等)

第3条 法第18条の規定により、別表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の右欄に定める期間については、住宅宿泊事業の実施を制限する。

2 前項の規定は、住宅宿泊事業により活用すべきであると市長が認める歴史的価値を有する住宅については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、法第3条第1項の届出（法附則第2条第1項の規定により、法の施行の日において法第3条第1項の届出をしたものとみなされる法附則第2条第1項の届出を含む。）に係る住宅が、当該届出の日（同項の届出にあつては、法の施行の日。以下「届出日」という。）において第1項の規定の適用を受けていなかった場合であつて、当該届出日後に同項の規定の適用を受けることとなったとき及び当該届出日に存していた別表の左欄に掲げる区域が当該届出日後に変更された場合における当該住宅に係る住宅宿泊事業の実施が制限される期間は、市長が別に定める。

(周辺住民等への事前説明)

第4条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る住宅を住宅宿泊事業の用に供することその他規則で定める事項について、当該届出に係る住宅の敷地周辺の住民その他の規則で定める者（以下「周辺住民等」という。）に対して、説明会の開催その他の方法により説明をしなければならない。

2 前項の説明は、書面を用いて行うこととし、周辺住民等から意見又は問合せがあつた場合

には、同項の説明をした者は、適切かつ迅速にこれに対応し、その理解が得られるよう努めなければならない。

(宿泊者の本人確認)

第5条 住宅宿泊事業者(法第11条第1項の規定により住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託した場合にあっては、当該住宅宿泊管理業者)は、宿泊者が届出住宅の使用を開始する際に、対面その他の方法により、宿泊者名簿に記載されている者と実際に宿泊をする者が同一の者であることを確認しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 法第3条第1項の届出をしようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第4条の規定の例により、周辺住民等への説明をすることができる。この場合において、その説明をした者は、施行日において同条の説明をしたものとみなす。
- 3 法附則第2条第1項の届出をしようとする者は、第4条の規定の例により、周辺住民等に説明をしなければならない。

別表(第3条関係)

1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びにこれらの地域の周囲100メートル以内の区域	1月1日から12月31日まで
2 学校、図書館、公民館、児童福祉施設及び公園の敷地並びにこれらの敷地境界から100メートル以内の区域(前項に掲げる区域を除く。)	1月1日から12月31日まで(左欄に掲げる施設の設置者の意見を聴いて、生活環境の悪化のおそれがないと市長が認める場合にあっては、市長が別に定める期間)

<p>3 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらの地域の周囲100メートル以内の区域（前2項に掲げる区域を除く。）</p>	<p>4月27日から5月6日まで、8月11日から8月20日まで及び12月28日から翌年の1月6日までを除く期間</p>
---	---

備考

- 1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- 2 「図書館」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（西宮市立図書館条例（昭和36年西宮市条例第3号）第2条に規定する図書館に設置する分館を含む。）をいう。
- 3 「公民館」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項又は第2項の規定により設置された公民館をいう。
- 4 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する施設をいう。
- 5 「公園」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びに公の管理する一般に開放された児童遊園及び緑地等をいう。